

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		建築物の用途を変更して興行場等とする場合における使用の許可
根拠条例・規則等名		建築基準法（昭和25年法律第201号）
条 項		第87条の3第6項
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築指導課（電話：048-646-3235） 建設局 南部建設事務所 建築指導課（電話：048-840-6236）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	設定できません。 （許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である）
	設定等年月日	令和元年6月25日設定 令和 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	30日
	設定等年月日	令和元年6月25日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		